定例教育委員会

- 1 日 時 平成25年10月22日(火) 午後5時30分から午後7時10分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 田中さゆり委員 江間治人委員 杉本憲司委員 飯田正人教育長
- 4 出席職員 事務局長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長補佐 中央図書館長 文化財課長 こども課長 市民活動推進課長
- 5 傍 聴 人 1人

教育委員会が決定したもの(議決事項)

1 平成 25 年度磐田市一般会計補正予算(教育費関係)の要求について 教育総務課(教育総務課長)

11 月議会へ提出予定の教育費関係の補正予算について、別紙のとおり要求を考えていますので、よろしくお願いします。説明は、歳入・歳出の順に課ごとに説明します。

最初に、歳入の文化財課です。

文化財課(文化財課長)

遠江国分寺の整備事業に関連しまして、史跡の購入を予定しておりました。当初予算に計上をしておりますが、実測の結果面積が増えた関係で国及び県の補助金の増額を行います。その関係での歳入でございます。内容につきましては歳出のところで詳しく報告したいと思います。

教育総務課(教育総務課長)

次に、教育総務課関係の保険料納付金 11 万 7,000 円の減額ですが、ふるさと先生を当初予算において 12 人を予定しましたが、 6 人の配置となったことにより減額するものと、嘱託任用予定者が一部臨時職員の任用となったことに伴う雇用保険料増額との差し引きです。

次に、歳出ですが、最初にスポーツ振興室です。

市民活動推進課(市民活動推進課長)

スポーツ振興室長が所要で欠席しておりますので、市民活動推進課長より説明させていただきます。まず、スポーツ振興費です。今回の補正は全日本高等学校女子サッカー選手権大会の開催にかかる経費の補正でございます。選手権大会につきましては、昨年度から夏から冬に開催時期が変更になっています。冬に変更になり昨年ちょうど雨が降り、いろいろな課題がでました。一つは雨が降った中で試合を行い、審判員や一部の選手において低体温症にかかってしまったということ、それから女性の大会、雨の中でやっておりますので着替えの場所が無い、そのような課題がありました。本年度の大会においては課題の解消に向けて、まずはコンテナハウス・大型のバスをリースさせていただく為の経費、それからゆめりあの多目的グラウンドにはスタンドがありません。ですので、仮設のスタンドを設置する、今回そのような内容の経費を計上させていただきました。今年度の開催日程につきましては、平成26年1月10日に開会式を市民文化会館で行い、大会は1月11日(土)から16日(木)までで、出場チーム数は32チームを予定しております。

次に、公民館施設費についても私の方から説明させていただきます。

今回の生涯学習費の補正につきましては、県道の拡幅工事に伴いまして大藤公民館の補償工事の 増額について補正するものでございます。当初、県の補償額以内での工事を予定しておりましたが、 県による補償額の算定は既存施設を移設し、そのまま使用することを前提としたものでございましたので、今回の工事において新たに取替え等が必要になった擁壁とかフェンス等の安全対策、こういうものについての経費を増額補正するものでございます。以上です。

教育総務課(教育総務課長)

次に、教育総務課関係ですが、事務局費は人件費補正で、当初予算比較で事務局職員1名減、放課後児童クラブ指導員の実働時間見込みに合わせた再計算による減額、小中一貫教育支援員の実働見込みに合わせた再計算による減額補正です。

学校給食費における職員給与費の減は、当初予算積算時との比較で正規調理師及び嘱託調理師各 1 名減に伴う減額補正です。

次に、給食施設費です。

学校給食管理室(学校給食管理室長)

10 款 1 項 3 目の給食施設費の関係でございますが、全て増額でございまして 18,618 千円の増ということです。内容につきましては、26 年度に予定したものの前倒しによって実施をさせていただく事業でございまして、上から言いますと豊田学校給食センターの公用車が、もう 15 年経過しておりまして老朽化による更新をしたいということで 934 千円です。それから、単独調理場等施設管理事業ですが、これは備品購入で磐田中部小学校の消毒保管庫、これはもう詰め込みすぎの状態で乾きが悪くなっていますので増設をいたします。ガス回転釜等でございますが、磐田南小学校と岩田小学校ではそれぞれヒビが入っていて、ガス回転釜の更新をいたします。竜洋北小学校はガス給湯器の更新でございます。異音等が発生して使えない状態になっていますので更新をするものです。それから、一番大きいのが学校給食事務、消耗品となっておりますが、その内容といいますのが豊田学校給食センターのご飯椀約 3,000 個の更新、これは9年経過してます。実質的には5~6年で更新というものを9年使っていますので、前倒しして更新していきたいと思います。その他食器、揚げ物用バットであるとか、そのようなものを更新をいたしまして、その合計額が 14,226 千円でございます。以上でございます。

教育総務課(教育総務課長)

次に、小学校管理費・中学校管理費ですが、共通する項目ごとにご説明します。

職員給与費及びふるさと先生配置事業は内容欄記載の異動・人員配置に伴う補正で、ことばの教室指導員は実働見込みによる増額補正です。

施設管理事業ですが、県道拡幅補償工事、大藤小学校の外構施設復旧工事に伴います増額補正ですが、先ほど大藤公民館の増額補正のご説明がありましたが、同様の理由による増額の要望をするものでございます。その下の臨時職員につきましては、先ほどの職員給与の減額と連動するものでございまして、嘱託から臨時への任用変更に伴います増額補正でございます。

続きまして、施設地震対策事業、これにつきましては中学校費も同様の増額補正がございますけれども、校舎外壁等改修工事の実施設計委託料の補正は、県基準以上への耐震補強工事は 26 年度に終了しますが、「外壁や教室等小規模空間における照明灯や設備機器の落下防止の強化など」を文部科学省からあらたに指示されています。

これにつきましては、耐震補強工事完了後の平成 27 年度から 30 年度の 4 か年計画で対応する予定でしたが、防災機能強化事業として 26 年度から 29 年度に前倒しし、25 年度に 26 年度工事に係る設計を行うためその経費を補正するものです。ちなみに小学校につきましては 2 校、中学校につきましても 2 校でございます。

中学校の職員給与費につきましては、用務員の臨時職員が小学校からの嘱託職員の異動に伴います嘱託分の増。ふるさと先生につきましては先ほどと同様でございます。図書館費における職員給与費は、職員数の増減はありませんが、人事異動に伴う再計算の結果増額補正を行うもの、文化財保護費における職員給与費は、正規職員1名の7月末日退職に伴う減額補正です。

次に、文化財課の事業関係の補正です。

文化財課(文化財課長)

指定文化財保存事業ですが、府八幡宮楼門保存修理工事に伴うものです。

「八幡宮古記」によれば、寛永 12 (1635)年、二代将軍徳川秀忠の娘・東福門院の寄進によって建てられたとあります。昭和 30 年に建造物として、県の指定文化財となっています。

平成 23 年の台風 15 号による倒木で屋根の一部が破損し、県とも協議をしてきましたが、柱の基礎にも腐食が進んでいることから、全解体という大規模修理を行うこととなりました。

当初は平成 26 年度から 2 か年で行う計画でしたが、県の意向により急遽今年度から 3 か年計画で行うこととなりました。今年度は、調査と仮設建物組、一部解体を行う予定です。通常の修繕の場合、必要経費のうち県が二分の一、残りの三分の一が市、三分の二が所有者となりますが、今回は大規模修理にあたることから、県の負担割合が五分の三となります。その残り三分の一が市の負担分となります。全体では、十五分の二となりますので、今年度対象経費 20,564 千円に対し、2,742 千円を計上しました。

次に遠江国分寺跡整備事業ですが、当初予算で計上しました、国史跡指定地・見付字境松の神谷安子所有の土地買い上げに伴う補正です。当初予算では登記簿面積 586.54 ㎡で計上しましたが、買い上げに伴い境界確認及び測量をした結果、実測面積が 703.78 ㎡となりました。実測面積に平米当たりの土地鑑定評価額 73,500 円を掛けた額 51,728 千円から当初予算で計上した額を差し引いた額 4,804 千円、及び金額の増加に伴う印紙代 25 千円等を計上しました。以上でございます。教育総務課(教育総務課長)

ひとつ申し忘れました。施設管理事業の小学校 2 校、中学校 2 校の学校でございますが、小学校は磐田中部小及び豊岡北小、中学校は福田中及び豊田中を予定しております。

学校給食管理室(学校給食管理室長)

私からも補足の説明をお願いします。先ほど学校給食費のところで豊田学校給食センターの公用 車購入ということで上げている訳なんですが、今日になりまして財政当局の方から他のセンターで の公用車の照会が入っておりますので、場合によってはここの金額が変わる、増額される可能性が ありますのでよろしくお願いいたします。

<質疑・意見>

- Q 学校管理費の中で、今課長の方から話がありました地震対策事業ですが、5,000 万円~6,000 万円を毎年4年くらいかけるということですが、今後の4年間の小中学校というのはある程度計画的に上げられているのでしょうか。
- A 今年設計して来年度工事をするのは今申し上げた4校でございますが、まだ動くかもしれませんので確定ではないですが、27年度は小学校3校・中学校2校、28年度は小学校3校・中学校1校、29年度は小中各2校を予定しておりまして、全部足しますと33校にはなりませんが、近年耐震補強工事をしているところにつきましては小規模空間を併せてやるという手法をとっておりますので、従前からの部分を4年間かけて行うということでございます。

- Q 高校女子サッカーの件ですが、昨年報道もかなり流されて非常に費用対効果としては素晴らしいものだと思いましたけれども、冬ということでいろいろ問題があると感じました。決勝戦もゆめりあで行うのですか。
- A 準決・決勝戦はヤマハスタジアムです。

そうですか。より盛り上がりますね。

放送関係はTBS系が昨年から放送が入ってきていますので、多くの人に観ていただける状況になっております。

- Q 助成金に関してですが、市以外からの助成というのはあるのですか。
- A 助成金として 400 万程度あります。基本的に高校女子サッカーは日本サッカー協会の主催になりますので、そっちの方で費用は出ております。
- Q 設備に関しては磐田市の方でもつということですか。
- A はい。そうです。
- Q 仮設スタンドというのはどこへ作る予定ですか。
- A ゆめりあについてはサッカー場と北側が多目的広場になっていて、芝生の広場にはなっています。実はサッカー場の方は西側にスタンドがあって、多目的広場についてはスタンドがありません。今は立ち見で観ていただいている状態です。日本サッカー協会からはテレビ報道も入りますので、そういうことも含めて仮設スタンドをという話がありました。350 席くらいの仮設スタンドを北側に設置したいと思っています。

審議の結果、本議案は承認された。

2 磐田市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について 教育総務課長

参考資料としてお手元に議案 53 号関係資料というものをお配りさせていただきましたので、それを参考にご覧いただきたいと思います。

磐田市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定趣旨でございますが、9月30日の定例教育委員会で小学校の学校統合についてを議案としてご審議いただきました。それらを踏まえまして次の11月定例議会に提出をする予定でございますが、まず改正趣旨といたしまして、将来にわたっての子ども達の成長を考え、子どもたちにとってより望ましい教育環境を整える目的から、まず一つとして豊岡東幼稚園での極めて少ない園児数の園及び学級を解消するために、豊岡東幼稚園と豊岡北幼稚園を平成26年4月1日に統合し、統合後は豊岡北幼稚園を使用していくこと。また、豊岡東小学校での複式学級や極めて少ない児童数の学級を解消するために、豊岡東小学校と豊岡北小学校を平成27年4月1日に統合し、統合後の小学校は豊岡北小学校を使用すること。これらにつきましては、これまでの教育委員会会議の中で議案として審議していただいて決定をいただいているところですが、こういう趣旨に基づきまして今回学校設置条例1条としまして、別表第1にあります磐田市立豊岡東幼稚園の項を削除する。第2条としまして、別表第2ですが豊岡東小学校の項を削除するというもので、施行日につきましてはそれぞれ統合の期日にあわせまして、第1条の幼稚園につきましては平成26年4月1日から、第2条の小学校につきましては平成27年4月1日から施行すると附則に規定するものでございます。以上でございます。

<質疑・意見>

なし

審議の結果、本議案は承認された。

3 磐田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について 教育総務課長

今の53号の関係資料を1枚めくっていただきますと、54号の資料があります。今回消費税法の一部改正が行われます。それに伴いまして関係する条例を改正するもので、その一つ目が磐田市放課後児童クラブ条例の一部を改正するというものでございます。消費税の改正に伴います使用料等改正の本市の変更についての考え方については、お配りしました資料にありますとおり、規定の中に消費税率である105/100を乗じるとあるものについては、税率を108/100に改める。もう一つは金額が規定された料金については税抜価格に108/100を乗じて算定した料金に改める。一度105/100で割り戻して、それを108/100をかけるという手法をとって、なおかつ10円未満を切り捨てるという手法をとる。これは全市統一でございますが、その中において放課後児童クラブ条例におきまして、その使用料ですが7ページにあります新旧対照表を見ていただきますと分かりやすいと思います。月額の利用料4,500円、これを月額4,620円に改める。8月の利用料につきましては8,000円でございますが、これを8,220円に改めるというもので、施行日につきましては平成26年4月1日というものでございます。以上でございます。

<質疑・意見>

- Q 消費税の値上げについての条例の改正ということですが、かなり早い決断・議案だなという感じがしますが、その辺の理由はありますか。
- A 引き上げということになりますので、これにつきましては利用者への一定期間の周知期間が欲しくなりますので、11 月議会に上げますと 12 月の後半に議決になります。こういうものは 3 カ月程度の周知期間を設けるのが一般的な考え方ですので、この時期の上程ということになります。

補足ですが、教育委員会以外でもそれぞれ消費税で上がるものがあります。それについては 一括して 11 月議会ということで市長部局の方も対応してまいります。以上です。

- Q 放課後児童クラブのおやつ代というのは、これとは別に取り扱うのですか。
- A おやつ代は利用料ではありませんので、この条例では規定してはいません。あくまでも 1,500 円の中で対応できるものを買って提供するという形をとっておりますので、今回引き上げはいた しません。

審議の結果、本議案は承認された。

4 磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について 教育総務課長

この条例につきましては、小中学校の体育館や運動場・武道場の開放をして利用いただいておりますが、それにかかる使用料が条例で規定されております。先ほどの 54 号同様消費税法の一部改正に伴いまして、その使用料の改定をするものでございます。新旧対照表をお手元にお配りさせて

いただきましたが、そこに記載のとおりアンダーラインの部分で、例えば磐田北小・中部小の体育館一面について午前8時から正午まで500円を510円、夜間の1,500円は1,540円というように105/100で割り戻して108/100をかけて10円未満を切り捨てるという改正をするという内容でございます。それぞれの一つ一つについては省略させていただきます。なお、施行期日は平成26年4月1日になりますのでよろしくお願いします。以上です。

<質疑・意見>

- Q 現行の使用料に消費税がかかっているということを全く意識していませんでした。これら料金 に消費税がかかっているということであれば、もちろん上がるのは仕方がないのですが、消費税 が必要なのかどうか、その辺がみなさん上手く理解出来ていないのではと思いますのでご説明を お願いいたします。
- A 使用料につきましては、今現在百円単位のきりのいい数字になっておりますので、消費税がかかっているという意識は薄いと思いますが、使用料につきましては内税となっています。一般的に特定の方々が利用する部分にかかるものについての利用ということで、それについては消費税法の基本スタンスに則ってやっているという形で、この使用料については合併する時に市・町・村によって若干違っておりましたので、合併時にその見解は統一をして規定をし直した数字・内容でございます。
- Q 消費税法に従って今までも市は消費税を納入していた訳ですね。
- A 地方公共団体は非課税団体ですので、納税はしておりません。
- Q 例えば維持管理費があり、その経費には、当然消費税がかかってくるということがあります。 ただ、学校施設の使用料なので、これに特別に維持管理費というのがあるのかどうかわかりませ んが、それが無いとしたら消費税をもらっても、市の収入になるということですか。

例えば、学校施設を利用する場合に電気を使います。その電気料は今までの分に消費税分が上がってかかってきますので、市の経費としては上げるというように考えなければ、諸々のことを やっていくのに消費税がかかってくるのに対応して、こちらも消費税分を上げさせていただかな いと維持管理するときには必要だと思います。

教育長が申し上げましたとおり、学校施設ということで学校だけで運用しているのが通常ですが、それを開放するにあたっては運営経費の一部も利用者に負担していただくという考え方です。学校施設は見ていただくと夜間高くなっておりますが、これは照明代を含んだ使用料になっています。電気代であるとか年間を通じての警備保障とかそういう部分も負担していただくという考え方、それが消費税が上がったことで必要経費も上がるという考え方に基づいて、今回改定をしていくということでご理解いただきたいと思います。

- A 使用料の額については、施設等の維持をしていく概ねの必要経費を、利用状況からみて逆算して割り戻していき、時間あたりこれくらいの負担をいただくというような算出方法を取ると思います。当然市の負担が100ではなく、一部利用される方に負担いただき、合せてトータル的な金額になるように、例えば市が1/2、個人負担1/2とかというように、利用料をとったりする訳ですけれど、夜間については電気料がかかりますので、連動させてご負担いただくということでございます。
- Q 私もずっと借りていた側なので、本当に上げる必要があるのかどうなのかというところですが、消費税が上がるから上げますよというのは皆さんどう思うのかなと思います。少年野球のチ

- ームとか費用がいろいろかかり財源が厳しくなっていく中で、電気代の消費税は上がるのでと言えば理屈は通りますけど、グラウンドを昼間借りるのに消費税がかかるのですか。
- A そこの点でもやはり維持管理、芝生の管理等全て経費がかかっています。これは学校施設の一部ということで、経費的には分かりにくいと思いますが、同じように経費がかかります。先ほど水野課長が申し上げたとおり、本来ですとここの施設はこれだけの経費がかかる、全部でいくらかかるということをまず出して、施設の性質はこういったものだから 1 / 2 を受益者負担にしてもらうということで、このような使用料を出しています。消費税抜きの元の金額は上がっていませんので、受益と負担の関係から言えば、上げていかなければいけないと思います。ここで250円のところだけは上がっておりませんが、これは10円単位ではないものですからそのまま据え置くということです。基本的な考え方は全て同じで105/100で割って108/100で乗じてということをやっているということになります。
- Q これは学校施設ですが、今後公民館等の施設の利用料も上がっていくんですか。
- A 先ほど話がありましたが、11 月議会に消費税法の一部改正に伴う関連条例が出されます。それが、41 本か 42 本くらいあったと思います。ですので、その中に公民館施設とかも含まれていると記憶しています。

消費税相当の諸経費の値上がりをもって数字を出している。ここで元々は内税とか言ったけれ ど、諸経費の値上がりに伴って使用料も上げざるを得ないという方が理由が通ると思います。

Q 減免をする場合というのが結構あると思いますが、対象はどういうものがありますか。合併して使用料が統一されて値上げ、または無料だったものが有料となった地区もあります。この消費税率の改定でまた値上げしていくというのはあまりいい印象としてとられないと思います。その経費が明確であれば良いのですが、電気代が上がるのであれば夜間使用料だけ上げてるとか、昼間グラウンド借りるのに10円あげるのに理由を明確にしないといけないと思います。

グラウンドには土入れたり経費はかかります。

A 使用料は、例えば、あるグラウンドに係る全ての経費を足し込んで、時間当たりで割って算出 していくということになりますと、多分もっと高くなってしまいます。そこは難しいところなの ですが、施設の場合は減価償却費や施設の老朽化等も考えなくてはいけませんので、それは基本 的には入れないということで、使用料を決める際に消費税が導入されたり、税率が3%から5% になったりとか使用料の見直しというものを過去にやってきまして、その経費を積み上げたとこ ろほとんどの使用料が高くなってしまうという状況になっています。先ほど課長が申し上げたよ うに、その高くなった経費の何割をこの使用料として受益者に負担していただこうかというのが 本当に悩ましいところで、1/2がいいのか1/3がいいのかということで一定の率でやってい ますが、先ほど江間委員からもお話があったように、いろいろな地域が一緒になりましたので、 統一が取れていないところが正直あります。無料・有料の問題もまだあります。そういったもの も含めて今回消費税の見直しだけなのですが、次回、この後に使用料全般を0から見直そうとい うことを財政を中心に動いていくようです。今の経費がこれだけかかっている、その内のある一 定の基準に基づいて使用料をいただいている中で消費税が上げるということは経費が上がると 考えざるを得ないという部分がありますので、今回は全市的にこういうやり方で見直しをしよう ということで、教育委員会だけではなく全てのところで対応していくことになりました。使用料 の元となる維持管理経費を積算する方法も所管によってバラバラだったと思います。例えば人工 が何人かかるのかとか委託料がどうかとか、最近いろいろな施設を一気に同じようなところに委

託を出す場合がありますので、そういった按分はどうするのかとか、そういった基準が不明確な部分もあるため、そういうものを作りながら全体的に統一をしていこうということで考えていると思います。そうなれば、もう少し分かり易く開示できると思います。

- Q 消費税に係る値上げではなくて、消費税増税に伴う経費負担増加に伴う使用料の改正ということで理解させていただければと思います。
- A 使用料の減免及び免除の規定ですが、磐田市立学校の施設開放に関する条例の施行規則で「市及び市の機関が直接使用するときは免除、市又は市の機関と共催して使用するときは 100%以内、市内の小学校児童又は中学校生徒において体育活動を目的として組織された団体が使用する場合で、市長が必要と認めた場合は 75%以内、それ以外に市長が特に必要と認めた場合は 50%以内」という減免規定が設けられています。

税金によって運営される訳ですから、受益者が負担していただくということは必要なことかな と思いますので、全体が上がれば上げざるを得ないということだと思います。

審議の結果、本議案は承認された。

< 休憩 >

各課から報告したもの(報告事項)

1 教育総務課

(教育総務課長)

・磐田市就学援助費支給要綱の一部改正について

16ページをお願いいたします。磐田市就学援助費支給要綱の一部改正ですが、関係資料をご覧ください。要保護及び準要保護世帯に対して就学援助費を支給しておりますが、取扱いにつきまして2点の改正をしようというものでございます。

まず1点目はお手元の資料の改正の要旨にもございますように、資料17ページ新旧対照表をご覧ください。第3条のところになりますが、今現在受給申請時に必須としております民生委員の意見書を、必要に応じて求めるよう改めるものでございます。根拠として、国の要綱改正でこれまで民生委員の意見書については必ずしも必要ではなくなった訳ですけれども、経済的事情は所得のみでその状況が計れる訳ではないものですから、日常の生活状況とか家庭の諸事情を総合的に判断するという必要性から、民生委員さんの意見を頂いて対応をしてきたという経過がございます。しかしながら、個人情報を明かすというようなことで抵抗感もあって、申請そのものをためらうという部分もありました。これについては、学校側で相談にのって、学校長の意見を付していただくということで、その状況把握ができているという実情もございますので、今後より活用しやすい制度として配慮していきたいという思いから、民生委員の意見は必須ではないという形にしていくということで、第3条及び関係する第4条の改正となります。

次は第5条関係ですが、就学援助の支給対象範囲の改正でございます。今現在、学用品・通学用品・校外活動費・修学旅行費・通学費・学校給食費・医療費が就学援助の対象となっているところですが、国の要綱改正で新たに体育実技用具費・クラブ活動費・児童生徒会費・PTA会費が支給対象として追加されました。これを受けまして調査・研究をしてきたところですが、今年8月に生活保護基準が改定されまして、今後3年間で段階的に改定されるということがある訳ですが、これに伴いまして要保護から準要保護に変わる世帯が想定されます。従いまして、生活保

護費の中の教育扶助の部分について、準要保護になって欠落するということになってはいけませんので、そういう観点も踏まえまして、支給項目として今回体育実技用具費・児童生徒会費・PTA会費の3項目について追加をしようとするものでございます。なお、クラブ活動費につきましては任意加入ということ、全国的な支給実績も調査しましたが、まだ少ないということから引き続き検討していきたいと思っております。

以上、2点が大きな改正でございますが、小さな改正として第2条の学用品費等を学用品費と 通学用品費に分けました。それに伴って号ズレが生じましたので、変更するものでございます。 なお、これらにつきましては施行期日は平成26年4月1日とするものでございます。

<質疑・意見>

なし

・豊岡東小学校と豊岡北小学校の統合に係る経過・今後の予定について

本日、お手元にお配りさせていただきました関係資料について報告させていただきます。

9月30日の定例教育委員会の決定内容は10月4日に豊岡東地区協議会理事会で報告させていただきました。その会議録につきましては、今日お手元にお配りさせていただきましたので、またご確認いただきたいと思います。

PTAの説明会は10月16日に行いました。そして、10月24日に議員懇談会で議員の皆様へ、既に新聞報道はされていますが、正式な場で定例教委の議決内容・今後の予定を報告させていただきます。そして、26年度の学区外就学の特例につきまして、現在の在校生の保護者については10月16日にご説明いたしましたが、新しく入られてくる児童の保護者につきましては10月25日の就学児健康診断でその内容について説明をさせていただいて、予定ですが10月28日の週に全ての対象保護者に学区外就学のお知らせと関係文書をお送りさせていただく予定でございます。豊岡地区全体へのご説明も必要ですので、10月31日ですが豊岡支部役員会にてご報告させていただきます。豊岡北小PTA役員の皆さんへも11月1日を予定しておりまして、先ほどご審議いただきました学校設置条例の改正につきましては11月定例議会に上程していきます。平成25年度内に準備委員会を立ち上げていきたいと考えております。これまでの経過も一部入っておりますが、今後の予定につきましてご報告させていただきます。

月例報告

20ページになります。予定事業の中で1点報告をさせていただきます。

放課後児童クラブ指導員全体研修会があります。前期につきましては、児童の表れが非常に多様になっているということで、その専門家を招きまして多動であるとかそういう部分での接し方を実例を交えてアドバイスいただきました。後期につきましては、事前に児童クラブ指導員からこういうテーマで話し合いたい、グループディスカッションしたいというのをいくつか出していただきましたので、それらを大きく4つに分けて11月13日に磐周教育研究所(ソフィア)の会議室をお借りしまして、グループワークを中心に情報交換を考えておりますので報告させていただきます。

<質疑・意見> なし

2 学校給食管理室

(学校給食管理室長)

資料 21 ページになります。

重点目標について報告しますが、10月7日に県の学校給食会主催のパン加工及び炊飯委託工場の実地調査を実施いたしました。市内の三河屋製パン・福田製パン・小松の3つの工場について、そこに書いてあります出席者、私も含めまして現地調査をいたしまして、特に衛生環境面それから異物混入等の発生が起こらないようにという事をメインに指摘をしてきております。

予定事業の中では、11 月6日に第2回磐田市立学校給食運営委員会があります。中部小学校での学校給食の試食と視察を兼ねた後、給食実施日数と給食費、栄養摂取状況等について協議をする予定です。なお、幼稚園の給食実施日数と給食費につきましては今、見直しの作業をしているところでございます。以上です。

<質疑・意見>

なし

3 学校教育課

(学校教育課長補佐)

課長が所用で欠席ですので、代わりに山本が報告させていただきます。

実施済主要事業ですが、第1回学力向上委員会とあります。こちらにつきましては、前回説明させていただきました。先週10月17日に第2回学力向上委員会を実施いたしました。

教育長より話がありましたように算数・数学部、国語部、質問紙等々について話し合っておりますので、それを集約して短期的取り組み、中長期的取り組みという形で示しまして、第3回を10月31日に予定しておりますので、そちらの方で市の方針を示しまして、その後各校から代表を集めて説明をして、各校に持ち帰って各校での取り組みを考えて頂き、またその報告を受けてと双方向のやり取りをしながら市として学力向上へつなげていきたいと考えています。

6番目、電子黒板活用授業づくり研修会ということで10月15日に開催させていただきました。電子黒板の使い方というよりも効果的な活用の仕方ということを視点に中学校1年生の社会科の授業の中でいるいるな使い方を紹介、授業の中で活用しながら、より視覚にうったえる授業、より分かる授業ということで実践を公開させていただきました。

先ほど教育長より話がありました臨時の校長会を 10 月 21 日に開催させていただきました。校長と教頭の登用ということで、校長推薦に加えて自己推薦、それから年齢制限が無くなったということ、要綱・要領の公開が行われるようになったということを校長に説明させていただきました。以上です。

<質疑・意見>

なし

4 中央図書館

(中央図書館長)

・12月の各図書館の休館日(図書整理日)の変更について

はじめに12月の各図書館の休館日(図書整理日)の変更についてお願いします。

市内 5 館の 12 月の図書整理日による休館日についてですが、施行規則に定められている第 4 週の金曜日・木曜日・水曜日を年末の利用者が多いことに配慮いたしまして、第 3 週の各曜日に変更するものです。よろしくお願いします。

次に月例報告ですが、実施済主要事業・予定事業は25ページ記載のとおりです。

次のページの重点事項につきましては、実施済事業として中央図書館としてビジネス支援コーナーを 10 月から設置しました。館内にあるビジネス支援に関する図書を特設コーナーに並べて、現在、商工観光課からのパンフレット等も紹介しております。まだ始めたばかりで資料も少ない訳でございますが、今後産業部と連携を図りまして、新鮮な情報提供に努めたいと考えております。予定事業としましては、中央図書館において今月の図書整理日の休館日に、図書館職員向けの救急講習会を実施いたします。AEDの操作と救命措置について消防職員の方から講習をしていただきます。記載がございませんが、付け加えまして、秋の読書週間に合せて竜洋図書館では新美南吉の生誕 100 年ということで特集コーナーを今週から今月末まで設置する予定でおります。本日チラシを配布させていただきましたが、11 月 30 日に子どもと読書講演会を開催いたします。今回は元「かがくのとも」編集長の時田史郎さんをお迎えして、「幼いこどもたちの科学の芽を育む」と題するご講演をいただく予定です。以上です。

< 質問・意見 >

- Q 講演会の対象は大人ですか?
- A お子様連れの入場は、ご遠慮くださいと書かせていただきましたが、これにつきましては来年 度以降は託児等も含めて考えるようにしたいと思います。幼い子どもを持つご父兄の方、大人を 対象としています。
- Q 小さい子を持つお母さんを対象とするのであれば、やはり託児等は必要だと思います。そうでないと何を目的としてこういう講演会をされるのか分かりません。是非こういうことは託児をしていただいて、いろいろなお母さんに聞いていただいたほうがいいと思います。よろしくお願いいたします。
- A 土曜日だからいいだろうと図書館の方で考えて継続してこういう形でやってきたということですが、託児が無いですかという苦情までは至りませんが、声はありますので、今年度は残念ながらこういう形になってしまいましたが、来年度は確実に予算化して取り組んでいきたいと思います。
- Q 小学校の参観会でも「下に幼稚園の子がいて参観会があってどうしてもクラス懇談会が聞けない」というお母さんに対して、竜洋西小ではボランティアのお母さんを募って、無料で図書室で読み聞かせとかを小さな子どもたち相手にやってくださったりしているので、予算化されてないから託児が出来ないとかではなくて、声を掛けてくださればお手伝いしてくださる方も出てきますので、是非いろんな方に聞いていただきたいなと思います。
- A ご指摘ありがとうございます。これにつきましては、館内でも議論して、「幼い子どもたちの」と銘をうった題目でこれは何なんだという話もしました。ボランティアさんという提案もありましたけれども、もしやるとなれば、きちんとボランティア保険等、様々な万全な措置をとって図書館は取り組みたいと考えておりますので、現時点におきましては 10 月 23 日から受付の中で利用者の声を聞きながら、対応を考えたいと思います。ありがとうございました。
- Q 「幼い」というところをとった時に、子どもたちの科学の芽を育む機会というかイベントとか 銘を打った何かが他にも年間通してどこか位置づけられているのでしょうか。
- A 今回、秋の読書週間ということで、豊岡図書館で科学絵本の展示貸し出しを 10 月 24 日から、 展示コーナーで実施すると聞いております。科学絵本は子どもたちは大好きですので、なるべく

手に取りやすい工夫をして貸し出しをしていきたいと思っております。

5 文化財課

(文化財課長)

お願いします。27頁に掲載、28頁に沿ってご説明いたします。

10 月3日に遠江国分寺跡整備委員会を開催しました。議題は、今年度発掘調査の状況説明、指定地土地買い上げの手続き、整理作業の状況説明を行いました。

委員からは、今後の整備事業に関しての質問が集中しました。主な内容は、

- ・現在基壇表示に使われている花崗岩の処理
- ・築地塀復元に際し、市民の参加の可能性
- ・指定地内の整備にとどまらず、府八幡宮や周辺まちづくりとの関連を視野に入れてほしい
- ・植生復元では遺構を傷めないように配慮してほしい
- ・公園の入り口をきちんと表示する
- ・国分寺サミットへの参画は

などでした。

発掘調査の成果については、10月13日に現地説明会を開催し、約120名の参加がありました。 当日の資料は、次の項目10とともに本日資料として配布させていただきました。

次に予定事業ですが、11月10日に市指定文化財・淡海国玉神社本殿の修理見学会が、工事を担当している静岡県伝統建築技術協会の主催で行われます。本殿は、平成23年の台風15号による倒木で、屋根の一部が破損しました。調査の結果、柱の基礎も腐食していることから、解体復元されることになりました。昨年度から着工し、今年度は解体を行います。1656年、江戸時代前期に再建されたもので、当時の建築仕様や材料などの説明がなされます。

以上でございます。

<質疑・意見>

なし